議案第126号

つくば市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年12月３日

つくば市長　五　十　嵐　立　青

つくば市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

つくば市自転車等駐車場条例（平成８年つくば市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第６条第３号中「身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定するものをいう。）」を「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により身体障害者手帳」に改め、同条に次の１号を加える。

(5)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用するとき。

別表第３に備考として次のように加える。

備考

１　この表において「学生」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校又は専修学校若しくは各種学校に通学する者をいう。

２　定期駐車の開始日が月の初日後である場合又は終了日が月の末日前である

場合においては、当該開始日又は当該終了日の属する月は、それぞれ１月とみなす。

３　この表において、括弧内の駐車料金は、２段式駐車装置の上段に駐車する場合の駐車料金とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第126号資料

つくば市自転車等駐車場条例（平成８年つくば市条例第５号）新旧対照表

改正後	改正前
第１条―第５条　（略） （駐車料金の免除） 第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を免除することができる。 (1)・(2)　（略） (3)　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により身体障害者手帳　　の交付を受けている者が使用するとき。 (4)　（略） (5)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用するとき。 第７条―第１３条　（略） 附則　（略） 別表第１・別表第２　（略） 別表第３（第５条関係） （略） 備考 １　この表において「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は専修学校若しくは各種学校に通学する者をいう。 ２　定期駐車の開始日が月の初日後である場合又は終了日が月の末日前である場合においては、当該開始日又は当該終了日の属する月は、それぞれ１月と	第１条―第５条　（略） （駐車料金の免除） 第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を免除することができる。 (1)・(2)　（略） (3)　身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定するものをいう。）の交付を受けている者が使用するとき。 (4)　（略） 第７条―第１３条　（略） 附則　（略） 別表第１・別表第２　（略） 別表第３（第５条関係） （略）

みなす。 ３　この表において、括弧内の駐車料金は、２段式駐車装置の上段に駐車する場合の駐車料金とする。	